

社会医療法人博愛会における公的研究費に係る不正取引に関与した業者への処分方針

平成 28 年 4 月 1 日

この方針は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定、平成 26 年 2 月 18 日改正）に基づき、公的研究費の使用に係る不正取引業者への対応方針を以下のとおり定める。

（適用範囲）

1. この規程は、公的研究費等による研究に関し、当該研究を行う社会医療法人博愛会（以下、「当法人」という。）における研究職員及びその事務処理に従事するすべての職員、及び公的研究費等の取引に関与する業者に対して適用する。

（取引停止等の処分の対象）

2. 取引停止等の処分の対象となる業者は、次の各号に該当する業者とする。
 - ① 預け金や架空請求などの不正取引
 - ② 提出書類の意図的な改ざん
 - ③ 当法人職員に絡む贈収賄
 - ④ その他社会的な規範から逸脱した行為

（処分方針）

3. 不正な取引に関与した業者への処分は、最高管理責任者が決定する。
4. 取引業者が、過去の不正取引について、自己申告した場合には、情状を考慮し、取引停止期間の減免等を行うことがある。

（業者への周知）

5. 業者への周知は以下の通り行う。
 - ① 周知の内容
 - ・ 公的研究費等の不正使用防止に関する基本方針
 - ・ 公的研究費に係る不正取引に関与した業者への処分方針
 - ② 周知方法
 - ・ ホームページに常時掲載
 - ③ 周知の時期、回数
 - ・ ホームページに常時掲載
 - ・ 内容に変更があった場合には、速やかにホームページを更新する。

(誓約書の提出)

6. 公的研究費等の取引に関与する業者に対し、別紙様式の誓約書の提出を求める。

① 提出を求める業者

取引金額が年 50 万円以上を超える取引業者

② 提出の回数

原則 1 回

③ 提出の時期

- ・当法人との取引開始時
- ・当法人における不正行為に関する規程・ルール等に変更があったとき
- ・その他、理事長が必要と認めるとき